

第十九回 参議院内閣委員会會議録第二十号

昭和二十九年四月十三日(火曜日)午前十一時十一分開会

委員の異動

四月九日委員松本治一郎君辞任につき、その補欠として吉田法晴君を議長において指名した。

四月十二日委員愛知一君及び白波瀬米吉君辞任につき、その補欠として長島銀藏君及び重政庸徳君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 小酒井義男君
理事 竹下 豊次君
委員 大谷 賛雄君
長島 銀藏君
矢嶋 三義君
山下 義信君
八木 幸吉君
三好 英之君

政府委員

行政管理庁次長 大野木克彦君
行政管理庁 管理部長 岡部 史郎君
法務省入国 管理局長 鈴木 一君
労働政務次官 安井 謙君
事務局側 常任委員 杉田正三郎君
会専門員 藤田 友作君
常任委員 藤田 友作君
会専門員 藤田 友作君

説明員

郵政大臣官 宮本 武夫君
房人事部長 宮本 武夫君

建設大臣官 鬼丸 勝之君
建設大臣官 水野 岑君
房文書課長 水野 岑君

本日の会議に付した事件

○法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○行政機関職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○連合委員会開会の件

○委員長(小酒井義男君) それでは只今より内閣委員会を開会いたします。

法務省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。先ず政府委員より前日に補足をして説明を受けることといたします。

○政府委員(鈴木一君) 前日に資料をお配りいたしました。この資料を御説明申し上げたいと思いますが、その前に入国管理局のいわゆる外国人に対する出入国管理の業務の大要につきまして、極く簡単に申上げてみたいと存じます。

お配りしました資料の中に地図がございます。この地図は役所の大体の配置が書いてございまして、一番わかりやすいのではないかと思います。入国管理局は、実は三年半ほど前に出入国管理庁として発足いたしました。日本、の外国人行政といたしましては、新しい仕事でございまして、だんだん軌道に乗りつつあるものでございます。一昨年の八月の行政改革で出入国管理庁が外務省の外局でありましたのが廃止になりまして、法務省の内局に入りま

して入国管理局ということになったのでございまして、外にございまして入国管理局の出先の機関を申し上げますと、入国者収容所と申しますのが二カ所、一つは大村、一つは横浜でございまして、それから入国管理事務所と申しますのが十二ございまして、北は札幌から南は鹿児島までございまして、船の出入りの多い所、それから密入国の多い所というような所を担いまして十二カ所あるわけでございます。そのほかに入国管理事務所の下に、その管轄区域内に港がございまして、その港の七十八港に對しまして現在のところ三十人の港出張所がございまして、港の外国人の出入りを管理をいたしておるわけでございます。只今の人員といたしましては、これだけの仕事を千三百六十名でやつておるのでございまして、予算にいたしまして約六億の金を以てやつております。

大体どういふ仕事をするのかと申しますと、出入国管理令という、これは法律になつておるわけでございますが、出入国管理令によりまして、外国人の我が国に入つたり出たりします際の公正なる扱いをきめておるわけでございます。もう一つ入国管理局といたしまして、外国人の管理をいたします一つの法律がございまして、それが外国人登録法と申しまして、出入国管理令と同時に法律として成立いたしましたのでございまして、平和発効と同時に発効いたしました法律でございます。この外国人登録法のはうは、日本国内に在留して

おる外国人がどこに居住をしておるかというようなことをはっきり明確にいたしますために、各市町村の窓口に登録させまして、その登録を管理をいたしておるわけでありまして、従いまして入国管理局が各都道府県の市町村の窓口のいわゆる公務員に国の仕事を委託いたしました登録事務を行なつてもらつておるわけでございます。只今法務省設置法の改正をお願いしております関係のほうは、登録の関係とは、まあ間接には関係ございまして、直接には関係ないのでございまして、主として日本の国に入つたり出たりするその外国人の管理の面に關係いたすものでございまして、この外国人が我が国に出入りをいたします際には、普通横浜であるとか、或いは羽田であるとか、正規の船又は飛行機によりまして日本に入つて来る、こういう者につきましては、非常にはつきりした、例えばパスポートを持つて入つて来る、パスポートには、日本に入つる前に、その外国人がアメリカにありまして、そのアメリカがアメリカにありまして、その日本の領事館、在外公館で日本に入りますビザ(査証)を受けまして、その正式な旅券を持つて日本に入つて参りますれば正式に入れるわけでありまして、その正式旅券、正式手続で入つて来ておるかどうかということも港でチェックをいたすわけでございます。そのために入国審査官というものを各港に配置をしておるわけでございますが、この出入国管理令によりまして、正規のパス

ポートを持つて来ただけでは、なお欠格事項が規定してありまして、必ずしも正規のパスポートだけでは正式に入国が認められたことにはならない。例えば悪い病氣を持つておるとか、或いは特別の思想関係の面で、重大な、日本に好ましくない人物であるといううなことがはつきりいたしました場合には拒否できる事項がございまして、それを一応審査をいたすわけでございますが、例えば羽田であるとか、横浜であるとか、大勢の観光客が参るわけでございますが、そういうときに詳しく一人々々尋問してそれを調べるといふようなことは、實際問題としてはむずかしいのでございまして、こういう病氣であるとか、伝染病を持つて来ておるといふようなことは船の医者から通報してもらいますればわかるわけでございますが、大体そういう者につきましては、事前にどういふ人が今度来る、そういう人については日本のほうで拒否しなければならぬといううなことは、あらかじめわかておりませんとなか／＼的確に処置をすることはむずかしいと存じます。

もう一つの問題は、正規に入つて参ります人たちがでなしに、黙つて日本の海岸に突然として入つて参りますいわけの不法入国、密入国の問題でございます。密入国の問題は、この表にも、お配りいたしました最近の出入国管理業務に関する資料という中に、第一に、密入国者検査数というののございまして、これは昨年一カ年間の月別にい

たしまして検査いたしました数が合計二千五百七十七名というのが出ておるわけでございますが、御承知のように、御覧頂きますと、この九〇%が朝鮮人であることが出ております。でこれは主として朝鮮半島から日本の対馬なり九州或いは山口県といったようなあちちに近いところに入つて参りますのが大部分でございますが、密入国がこの程度の数になつております。これは一昨年から比べますと多少減つておるように思ひます。これで見ますと一月平均二百名というように近くなりまして、一昨年は三百名近く入つておつたのであります。まあ動乱その他の關係で多少の異動がございますが、まあ入つて参りますその動機その他に關しますいろいろ事情を聞いてみますと非常に気の毒な面が多いのでございますが、何にいたせ正規の手続を経ずして入つて来たということにつきましては管理令の建前上必ずこれを還すという原則で扱つておるのでございます。但し亡命の人であるとか特別に日本に協力した人であつて日本側としてはその人に非常な恩義を感じておるといふようなことで、特別な事由で積極的にその人を救つてやらなければならぬというようなことでございますれば、この管理令の中に在留を許可するという大臣の特別許可の条項がございますので在留を許可する場合があるわけでございます。でこの密入国者が年間につきましてまあ三千名程度検査される。それを第二の表に強制送還数というのがございますが、これを送り還しておるのでございますが、ここで三千五百十五名というのを年間に送り還しております。ただ検査

した数と強制送還をいたしました数が少し違ひまして、あとのほうが千名ほど多くなつておりますが、これは前の密入国と申しますのは純然たる密航をして参りました者だけを挙げておりまして、それから強制送還数の中にはこの密入国をした者のほかに、例えば横浜なら横浜に大きな船が入つて参ります。そこで船員がたくさんおりまして、これはパスポートなしに船員は船員としての上陸を許可されるのであります。そういう人が船の出港後、要するに船に乗り遅れたといういわゆるミスシブというのが相当ございますのでそういう人たちが含まれて、そういう連中は次の同じ会社の船に乗せて還してやるというふうなこともこの強制送還の数に入つておるのでございます。その数がどのくらいあるかと申しますれば、この強制送還数の第一の朝鮮人の欄が二千七百十一名、これは主として密航者でございます。この中に多少ミスシブの船員もございまして、中国その他外国人という第三段目、このその他外国人七百十名、これが殆んど全部がミスシブ、いわゆる船員がバーに上り込んで船に乗り遅れたというふうなのが主なケースでございます。そういう連中を一応横浜の収容所に集めまして、そうして次の船に乗せて還すというので横浜に収容所があるわけでございます。大村にも一つ収容所がございますが、大村のほうはいわゆる密航者のほうの朝鮮の人たちを入れますので、そして毎月一回ずつ釜山に船を出して還してありますが、そのために大村に収容所ができております。大村のほうは昨年新しい設備の一千名入れまする立派な船待ちという

ことをモットーにいたしましたして立派な施設ができたのでございます。その前に千名ほど入ります古い建物があつたのであります。合計いたしました二千人近くの人を大村においては収容することができなわけでございます。現在のところは第三の表に入国者収容所収容数というのがございますが、これらの上の二段、朝鮮人、中国人がこれに殆んど大村に収容されておる数字でございます。第三段目のその他外国人の八百七十七名というの、これが横浜の収容所に収容された数と、こういふふうに一応読んで頂いて結構でございます。そういうわけで横浜のほうは極く僅かな設備でございます。多く入れましたも三四十人しか入らないのでございます。設備が非常に悪いのでございまして、本年度予算で請求いたしましたのが、相当立派な施設を改築し或いは新設する予算は削除されました。又來年度我々としては要求したい、是非実現したいと思ひますが、現状は非常に汚い、汚いと申しますが、小さいのでございまして、そのためにまあ一種の國際問題までも起しそうな設備でございます。収容力は非常に少ない。その上に船員などを一度に四五十名毎日そこに入れなければならぬといふようなことがございまして非常に不便を感じております。これが入国者収容所の収容数でございます。

第四番目の表に異議申立處理状況というのがございます。これは先ほど申しました密入国をいたしましたその連中を強制退去いたしておりますが、どうしても日本に残らねばならないと、自分は強制退去には応じたいといふことを主張いたしました際には丁重な三段階の審議をいたしました。最後に書面審議の異議の申立というところで、大臣の採決を経まして在留を許可するかどうかという決定をいたすわけでございますが、その最後の決定の異議の申立の表がこの四番目にある表でございます。これを見ますと一年間に八百六十三件の異議申立人があります。で、そのうちの大体半分が在留を許可されておる、半分は強制送還をされておるという結果になるわけでございます。でこの中には密入国者のほかにやういふ不法残留と申しまして例えば六カ月のパスポートを持つて日本に在留を許可された外国人が六カ月たつても還らないといふことで、不法残留になりましてそういう人たちに對しましてやはりどうしても自分は帰りたいといふ場合、三段階の審議を経まして最後に異議の申立をする。そのときに審査をいたしまして、退去にするか在留にするかという決定をするわけでございますが、これもこの中に入つておるわけでございます。大体我々のほうのやつております仕事は只今のところでおわかりと思ひますが、これは主として非正規に入つて参りました者に対してどういふ措置をしているかということを上上げたのでございますが、正規に入つて参ります例えは横浜、羽田といふようなところで入つて参ります者に對しては、先ほど申しましたようにパスポートを見まして本人であるかどうかといふことをチェックいたしますが、そのほかに船によりまして、その次の表になるわけでございますが、船客のほかに船員がございまして、この船員が又非常に数が多いのでございまして、多い船になりますと千人近くも船員が乗つてゐる船もあるわけ

でございます。そういうのが上陸をいたしました。勝手に上陸させるわけには行かない。一々首実驗をしまして上陸させるのであります。その数が第五表の入国審査数の一番下の欄から一つ上でございます。下から二段目の右の端にございまして、六十七万二千二百七十六という数字が出ております。実際に一年間に六十七万人ほどの船員につきまして、我々の出先でございます入国審査官は一々チェックして上陸を許可しておるといふ数字でございます。これは非常に多いのでございまして、まあ一つの船で一人の船員が上陸する、船が一月もとまつておりますればやはり数回チェックいたします。そういう關係で、延人員ではないのであります。チェックした数はこういう程度になります。むしろ普通の観光客であるとか、いわゆるお客さんよりも船員の扱いが非常に多いといふことを御承知願ひたいと思ひます。私のほうで一番苦心しておりますのは、最近に特に中国人につきまして密入国者を強制送還したいといふことで、今多少問題を起しておるわけでございますが、そういう人たちが、朝鮮ではなしに中国の人たちがどうして日本に密入国して来たかと申しますと、いわゆる船員に化けて来るのでございまして。主として香港とか上海とかあちらのほうから日本に來たい、そういうときに、大きな船、小さな船の船員になりまして入つて参りまして、船員の上陸を許可いたします際に替玉で入つて来るという者が相当あるのであります。現に数百名そういうものにつ

その人たちに帰ってもらおうという手続を今いたしておりますが、そんなことで正規のお客さんでなしに、船員として入つて参ります人たちが如何にチェックするかということが我々のほうとしては非常に重要な問題になつております。全国の港々にこの千三百六十名の極く僅かな人を配置いたしますと、一つの港に一人置けないということが出て参ります。まあこの表を御覧頂きますれば、港によりまして船がたぐさ入る港もあれば或いは船の入りの少ない港もございますので、入りの少ない港につきましてはより審査官がそのときに出張しまして審査をする、その船員たちが上陸したいというときにチェックをいたしますが、出張審査でございますので帰つてしまつたあとで又船底からのこゝ別の連中が上つて来るといふことも考え得るのでございませう。これらのところに入員不足の欠陥が現われるのでございませうが、現状をいたしましてはあらゆる努力をいたしまして、できるだけ能率を上げるように工夫いたしておるわけでございませう。

○委員長(小酒井義男君) それでは只今までの説明、資料等によつて御質疑を願ふことにします。

○竹下豊次君 御説明によりまして、密入国とか外国の船員などの残り、そういうものが対象になつておるようですが、もともと日本に長くおりました者で、日本のいゝ政治、治安とかいふようなことのために好ましくなと思われような外国人の退去命令というふうなことは、この出入国管理令では取扱われないというふうになつてゐるのですか。

○政府委員(鈴木一君) 只今のお尋ねは恐らく朝鮮の人たちの問題が大部分と存じます。朝鮮の人との関係につきましては現在においては平和発効と同時に外国人である、曾つて日本国民であつたけれども、法的には外国人であるという取扱に徹底をいたされておる。従ひまして出入国管理令上の外国人である。で、日本に在留を認められた外国人として、在留中にいろいろ

におかれましていろいろな批判があつたのでございませう。そこで警察によらない国際常識の教育を受けた公正な取扱いをする特別な機関を設けるべきであるといふことになりまして、世界各国でやつておりますやうないわゆるイミグレーション・サービスと申しまして出入国管理の仕事が始まつたわけでございませう。これは日本としましては初めての仕事でございませうが、国際的にはどの国でもやつておる仕事でございまして、この考え方につきましては、我々としては是非その方法でもつと完備したものになければならぬといふふうに考へておる次第でございませう。

○委員長(小酒井義男君) それでは只今までの説明、資料等によつて御質疑を願ふことにします。

○竹下豊次君 御説明によりまして、密入国とか外国の船員などの残り、そういうものが対象になつておるようですが、もともと日本に長くおりました者で、日本のいゝ政治、治安とかいふようなことのために好ましくなと思われような外国人の退去命令というふうなことは、この出入国管理令では取扱われないというふうになつてゐるのですか。

○政府委員(鈴木一君) 只今のお尋ねは恐らく朝鮮の人たちの問題が大部分と存じます。朝鮮の人との関係につきましては現在においては平和発効と同時に外国人である、曾つて日本国民であつたけれども、法的には外国人であるという取扱に徹底をいたされておる。従ひまして出入国管理令上の外国人である。で、日本に在留を認められた外国人として、在留中にいろいろ

ろな日本に好ましくないことをいたしますれば強制退去を命じ得ることになつておりました。出入国管理令の二十四条というものがその規定になつております。例えば一番問題になりますのは、一年以上の体刑に処せられた者は強制退去ができるという規定もございませう。又貧困者、放浪者等で生活上困窮又は地方公共団体の負担になつた者は返すことができる、或いは病にかかつたものは返すことができる、或いは精神衛生法に定められたもので精神病院に収容された者は返すことができるというふうな、法律的には返し得ることになつておるのでございませう。特にこの終戦前から日本におりました朝鮮、台湾の人たちといふものにつきましては、又特に朝鮮につきましては日韓会談というやうなものもございませう。この出入国管理令が法律の資格を得ます際に国会におきまして十分な御審議を頂くその際に条件をつけて頂いたといふやうないきさつがございまして、特に貧困者であるから返すといふことは日本政府としては終戦前からおつた朝鮮の人たちにとつては扱わない、又らいであるから或いは精神病であるからといふその理由だけで返すといふことは暫く法の運用上扱わないで行こうといふことに取扱の上でいたして行つてございませう。これは国会の本会議におきましてこの法案が通りました際に、当時の岡崎大臣でございましてかそういう声明をされたとして、条件付きでこの法案が通過したといふやうないきさつを持つておるわけでございませう。

○竹内豊次君 現在のところ私の頭に浮んでおりますのは、近頃東京都で問題になつております朝鮮人学校の教育です。これも新聞で見ますと都の要求が入れられたやうでありまして、一応おさまつた形になると思ふのでありますが、私今日までの学校の状況などに詳しく調べたわけでもございませうけれども、どうもやはりいゝゆるボスみたいなものがありましてそれが中心になつてゐるやうで、日本としては好ましくない態度をとつてゐるやうなことが長い間繰返されてゐるのではないかと、こゝろいふに想像するのですが、大体誤つていないだらうと思ふのですが、私の観測は。そういう人たちは強制送還することはこの法律でできるわけですか。実際の問題で、それを認定するといふことは別の問題といたしまして、そういうやうなことはできるのですか。

○政府委員(鈴木一君) 好ましくからざる人物であるという理由だけで退去させます条文はこの二十四条の中にございませう。それは二十四条の四号のヨで申しますと、「イからカまでに掲げる者を除く外、法務大臣が日本国の利益又は公安を害する行為を行つたと認定する者」、これに若し該当しますればそういうことが可能でございませう。法律上は、ですから道はあいてゐるわけでございませうが、「法務大臣が日本国の利益又は公安を害する行為を行つたと認定する」といふことが非常に問題でございまして、またこの条文を援つて強制退去を命じた例はないのでございませう。

それからそれに附け加へましてもう一つ現状を申し上げたいことは、日韓会談というのが平和条約発効前に話が始まりましてございませうが、それが

今以て会談の妥結に至つておりませう。そのためにそのとばかりを受けまして韓国側で日本から強制送還をいたしておりますうちの一部分を向うで引受けるのを拒否して参つたのでございませう。それは一昨年の五月でございまして、いわゆる終戦前から日本におつた朝鮮の人でこの管理令の適用上どうしても返すべきである、例えば強盗を何回も犯した。日本としてはどうしても送り還さなければならぬ。或いは登録法の違反をして偽造の登録をしたといふやうなことで、どうしても法令上還さなければならぬと決定しまして、船に載せて送つたのであります。ところが朝鮮側では今、日韓会談で国籍の問題を扱つてゐる、従つて国籍処分の問題で話がつくまでは、終戦前から日本におつた人を受けけるわけにはいかないとする理由で還して来た。現在韓国側で受取つておられますは密入国をした者、要するに終戦後において日本に入つて来た者は受取る、併し終戦前から日本におつた者については暫く受取らないといふことになつております。向うで受取らないといふために送り還さないで大村の収容所に遺憾ながら収容を続けております人が現在三百七十名ほどゐるわけであります。二年をこえる者は極く一、二名だと思ひますが、相当長く大村に収容されてゐる者もゐるわけでありませう。こゝろいふ人たちに對しまして法律上は違法はないのでございませうが、全体の趣旨から申しまして如何にも當てなしに入つてゐるという感じを与えておりますので、我々といひましたも何となく救う途はないものであらうかといふことを今研究をいたし、多少考へつつあ

○政府委員(鈴木一君) 好ましくからざる人物であるという理由だけで退去させます条文はこの二十四条の中にございませう。それは二十四条の四号のヨで申しますと、「イからカまでに掲げる者を除く外、法務大臣が日本国の利益又は公安を害する行為を行つたと認定する者」、これに若し該当しますればそういうことが可能でございませう。法律上は、ですから道はあいてゐるわけでございませうが、「法務大臣が日本国の利益又は公安を害する行為を行つたと認定する」といふことが非常に問題でございまして、またこの条文を援つて強制退去を命じた例はないのでございませう。

それからそれに附け加へましてもう一つ現状を申し上げたいことは、日韓会談というのが平和条約発効前に話が始まりましてございませうが、それが

○竹内豊次君 現在のところ私の頭に浮んでおりますのは、近頃東京都で問題になつております朝鮮人学校の教育です。これも新聞で見ますと都の要求が入れられたやうでありまして、一応おさまつた形になると思ふのでありますが、私今日までの学校の状況などに詳しく調べたわけでもございませうけれども、どうもやはりいゝゆるボスみたいなものがありましてそれが中心になつてゐるやうで、日本としては好ましくない態度をとつてゐるやうなことが長い間繰返されてゐるのではないかと、こゝろいふに想像するのですが、大体誤つていないだらうと思ふのですが、私の観測は。そういう人たちは強制送還することはこの法律でできるわけですか。実際の問題で、それを認定するといふことは別の問題といたしまして、そういうやうなことはできるのですか。

今以て会談の妥結に至つておりませう。そのためにそのとばかりを受けまして韓国側で日本から強制送還をいたしておりますうちの一部分を向うで引受けるのを拒否して参つたのでございませう。それは一昨年の五月でございまして、いわゆる終戦前から日本におつた朝鮮の人でこの管理令の適用上どうしても返すべきである、例えば強盗を何回も犯した。日本としてはどうしても送り還さなければならぬ。或いは登録法の違反をして偽造の登録をしたといふやうなことで、どうしても法令上還さなければならぬと決定しまして、船に載せて送つたのであります。ところが朝鮮側では今、日韓会談で国籍の問題を扱つてゐる、従つて国籍処分の問題で話がつくまでは、終戦前から日本におつた人を受けけるわけにはいかないとする理由で還して来た。現在韓国側で受取つておられますは密入国をした者、要するに終戦後において日本に入つて来た者は受取る、併し終戦前から日本におつた者については暫く受取らないといふことになつております。向うで受取らないといふために送り還さないで大村の収容所に遺憾ながら収容を続けております人が現在三百七十名ほどゐるわけであります。二年をこえる者は極く一、二名だと思ひますが、相当長く大村に収容されてゐる者もゐるわけでありませう。こゝろいふ人たちに對しまして法律上は違法はないのでございませうが、全体の趣旨から申しまして如何にも當てなしに入つてゐるという感じを与えておりますので、我々といひましたも何となく救う途はないものであらうかといふことを今研究をいたし、多少考へつつあ

○政府委員(鈴木一君) 好ましくからざる人物であるという理由だけで退去させます条文はこの二十四条の中にございませう。それは二十四条の四号のヨで申しますと、「イからカまでに掲げる者を除く外、法務大臣が日本国の利益又は公安を害する行為を行つたと認定する者」、これに若し該当しますればそういうことが可能でございませう。法律上は、ですから道はあいてゐるわけでございませうが、「法務大臣が日本国の利益又は公安を害する行為を行つたと認定する」といふことが非常に問題でございまして、またこの条文を援つて強制退去を命じた例はないのでございませう。

それからそれに附け加へましてもう一つ現状を申し上げたいことは、日韓会談というのが平和条約発効前に話が始まりましてございませうが、それが

○竹内豊次君 現在のところ私の頭に浮んでおりますのは、近頃東京都で問題になつております朝鮮人学校の教育です。これも新聞で見ますと都の要求が入れられたやうでありまして、一応おさまつた形になると思ふのでありますが、私今日までの学校の状況などに詳しく調べたわけでもございませうけれども、どうもやはりいゝゆるボスみたいなものがありましてそれが中心になつてゐるやうで、日本としては好ましくない態度をとつてゐるやうなことが長い間繰返されてゐるのではないかと、こゝろいふに想像するのですが、大体誤つていないだらうと思ふのですが、私の観測は。そういう人たちは強制送還することはこの法律でできるわけですか。実際の問題で、それを認定するといふことは別の問題といたしまして、そういうやうなことはできるのですか。

るわけでございます。

○竹下豊次君 そうしますと「法務大臣が日本国の利益又は公安を害する行為を行ったと認定する者」を認定してこの法律を適用したものは今までないというお話でしたが、これは認定するというにしますれば、調査をしなければここに該当する者は相当あるのじやないかと思われませんが、併しそれが事実やられていないことは、日韓の会談がまだ途中にあるからという事で、認定すべきかを調査されたという事もないという事になるのですか。そう了解してよろしいですか。

○政府委員(鈴木一君) その点も多少はございますが、我々といましては、ただ好ましくないという事だけで退去を命じますという事は非常に重大なことでございますので、この運用につきましても関係治安当局とも十分議を尽くした上でどういうふうに運用したらいいかという事を研究したいということ、この管理令が法律になりまして当時からずっと研究いたしておるわけであります、これは慎重に扱いたいと思っております。

○竹下豊次君 さつき申上げましたような東京都で起つてゐる学校の問題、こういう機会にはあなたのほうと警察当局とはよほど緊密な連絡でもおとりになりまして、こういう問題をできるだけ早く解決しなければというふうな相談が、ぐんぐん進められそうだというふうな気がするのです。併し国際関係の問題で会談が進まないから、それにも着手するのは工合が悪いのだというふうなことがあるのか。それがないのだけれども、問題が大きいから、相

当に長い間の問題がそのまゝはつちらかしてあるのか。私などとしては非常にむずかしい問題だ、殊に六十万という人間を、見ようによつては相手にしなければならぬというふうな重大な問題でありますからうかつにできないと思ひます。又そこに少数の者が悪いといつて多勢の者に迷惑のかかるような措置をとつてはならぬ、これは十分に慎まなければならぬむずかしい問題だと思ひますが、余りいつまでもいつまでもこういう問題をただむずかしいからといつてそのままにしておくといふのは、非常に困つた問題だと、かような感じがしてゐるわけなんです。もう占領後も相当に年数もたつてゐるのですから、そういうふうな気がするのです。政府のほうでどういうふうな点をお伺いしたいと思ひます。これは速記に載せないほうがよいというお考えでしたら、私も速記に書かなければならぬことではないと思つております。

○政府委員(鈴木一君) この管理令、今の二十四条は各項を検討頂きますと非常に詳しくいろいろなことが載つておりました、最後に好ましくないというふうなことで還し得ることになつておりますが、これはもう本当の例外的なものを取上げるという趣旨でございます、大体今のお話のようなことは、その前にいろいろ例えはいいわる思想的に困るというふうな人たちにつきましては、オ、ワ、カ、というふうな条項におきまして、これは公安調査庁のほうの関係になると思ひますが、破防法なりそういうふうなものに直接触れましてはつきましてはそういう

条項で黒白をはつきりして頂いて、そして送還というふうな措置をとつて行きたい。或るたけこのヨの、ただ大臣の認定だけでというふうな条項はその発動を非常に慎重にしたい、できる限り法令に基きまして刑罰をはつきりして、その結果で体刑に相当しますものについて拾つて行くという趣旨で我々のほうとしては考えております。

○竹下豊次君 今のお話は御尤もだとよくわかります。ヨの場合を適用する場合に慎重な態度で行かなければならぬと思ひますが、このオに該当するやうな場合で該当者を警察官ですか、公安何と言いますか、公安調査局、そちらの手で逮捕を命ぜられたというやうな例はあるのでしょうか。オに該当するものは。

○政府委員(鈴木一君) まだそういう点はございません。ただ一昨年のメーデー事件がございました、宮城前の騒ぎである際にもつと大巾にやつたらどうかというやうな御意見が方々で出たのでございますが、我々この管理令を扱う者といしましてはやはり刑罰をはつきりして頂き、然る上で強制送還を必要とする場合には強制送還に持つて行こう。それで必ずしも日韓会談が妥結しておらないからそちらをセーブするという気持はございません。

○竹下豊次君 私は一応これで。○長島銀蔵君 密入国者の検査されたのちに、第四表にございませう異議の申立の処理状況というところですが、在

留及び上陸を許可されたという実例はどんなふうなものでしたか、ちよつと。○政府委員(鈴木一君) いろいろございしますが、例えば非常に老人でございまして、例えば八十とか七十五とかいうやうなやうな老人でやうな日本にたどりついてへつと／＼になつてゐる余命幾ばくもないというやうな人たちのやうな人もおらない朝鮮返すのは気の毒であるといふので在留せよといふやうな例もございします。又日本に生活の本拠がございまして、たま／＼小さい子供やいは細君が産か何か朝鮮に帰つた。そして動乱になつてしまつて日本に帰れなくなつたというやうな事情もその本拠が日本にあるというやうなことが、特にその人たちが日本側に非常に協力した人であるというやうな場合は許可をするというやうなことで、抽象的にはいろいろ申せませんが、具体的によく研究してみまさんと／＼嘘の多い問題でございまして、朝鮮側におきます資料というものはこちら側としては得られないのでございします。例えば向うで戦争で親全滅した、自分だけ残つたのだと／＼申しますけれども、実際さうかどうかかわからないのでございします。そんなことで一々具体的ケースによりまして慎重に扱つております。

○長島銀蔵君 この上陸許可になつた者はそういう理由が／＼あると思ひますから大体了解いたしますが、この送還されるこの人々が只今御説明聞きますと大村には一年も或いはその余も長く収容所におつたというやうなことがあるのです。このかた／＼の滞在費用はどちらが負担するのでございしますか。

○政府委員(鈴木一君) 現在では全部大村の費用は我が方が負担をいたしております。でこれは国交でも回復いたしました際に改めて問題になり得ると思つたのでございしますが、現在のところでは日本側が負担するといふことでやつております。韓国側に言わせると、韓国のほうにも日本人の収容所がございまして、釜山のじき傍に小林寺といふのがございしますが、そこに何百人が入れる収容所がございまして、そういう費用は向うで持つてゐる、こう申してゐるのでございしますが、現状では予算にはつきりいたしておりますやうに大村で収容し、毎日の食事を与へ、且つ衣類なども支給をする場合がございします。又大村から釜山に毎月船を出しておりますが、そういう船の費用も皆こちらで出しております。

○八木幸吉君 二、三伺いたいのです、出入国管理の事務を府県に移譲しては、先ほどちよつと御説明がございしましたけれども本質的に何か都合なことがございしますか。

○政府委員(鈴木一君) これは府県に移譲いたしますという事は我々としてはもう全然考えたことはないものでございまして、そういうことは非常にむずかしいことでございまして、いわゆるただ横渡で船から上つて来るのをそこで官判をば／＼捺してゐるという問題ではないのでございまして、ここで正規に入つて来るものも果してこの適格条項に該当するかどうかというやうなことも調べなければならぬやうな間違った旅券を持つて入つて来る場合がある。或いはビザをもらわないうで入つて来る人々もございします。立派な人にもあるのでございします。そういう際

○政府委員(鈴木一君) 現在では全部大村の費用は我が方が負担をいたしております。でこれは国交でも回復いたしました際に改めて問題になり得ると思つたのでございしますが、現在のところでは日本側が負担するといふことでやつております。韓国側に言わせると、韓国のほうにも日本人の収容所がございまして、釜山のじき傍に小林寺といふのがございしますが、そこに何百人が入れる収容所がございまして、そういう費用は向うで持つてゐる、こう申してゐるのでございしますが、現状では予算にはつきりいたしておりますやうに大村で収容し、毎日の食事を与へ、且つ衣類なども支給をする場合がございします。又大村から釜山に毎月船を出しておりますが、そういう船の費用も皆こちらで出しております。

に直ちにここで審査をいたしまして、場合によりましてはこの三段階の審査によつて最後の大臣の許可というところまで行くわけでございまして、この外国人に対します仕事というものはつと一貫して全部が大臣まで来るものでございまして。又各県々々で思い／＼にやられますれば、これは非常な混乱を起しまして、あそこの村に行けば入りにくい、こちらの県ではむずかしい、こういうようなことになつたらこれ又重大な問題でございまして、地方自治体によらせるといふことは、政府としては全然考えたことではないのでござい

ます。ただ、今やつておりますのは、外人登録の問題でございまして、登録は日本人の住民登録と同じような観点でございまして、その土地におります知事なり行政官が、そこでその住居をはつきりさせておく、自分の地域内に外人が何人いるかといふことはつきりさせるというふうな意味では、地方で見てもらうといふことは多少意味があると思ひますが、これにいたしまして

もやはり国務でございまして、現在のところは法務省の予算で地方に補助金を出しまして、いわゆる交付金を出しまして、地方にやつて頂いておるわけでございまして。これも外国人に對しては、非常にとこの國の人に對しては、こうであつた、この國の人に對しては、こうであつたといふように差別があつてはいけなものでありまして、公正な取扱といふことになりまして、どうしても一貫した外国人に對する特殊の行政でございまして、これは一貫して全國を一つの組織でやらなければならんといふふうな考へております。

○八木幸吉君 中央官庁から統一的の

基準を示して、いわゆる國の委任事務的にやれば、私は出張所の仕事であればできるのじやないか、何か係争問題が起れば中央に具申して適当に処理するといふことであれば、訓練及び規則の方法によつてはできるのではないかと、全氣がするです。それから伺つたわけで、全然今考へになつていないといふことであらば、新しい問題で受けけれども御研究をお願いしたいと思ひ

ます。それから、出張所と管理事務所と二つありますが、本省に指示を仰ぐことがあれば、日本の國も小さいのですから、本省と出張所と直結して必ずしもこれだけの十幾つかの事務所そのものは必要ないのじやないか。その段階を一つ抜くといふことを考へになつたことがあるかどうか、又それが非常に何か不都合なことがあるのか、伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(鈴木一君) 港のほうは、只今申上げましたように、一番の出先でございまして、この管理事務所のほうは、例えば港でミシシッパの船員或いは密入国者を発見したというふうな場合には審査をいたしまして、結局は強制送還をしなければならぬというふうな決定をいたしますのに、港の一番現場では即決してやるものもございまして、異議の申立というふうなことに、必ずしも港ですぐできない。そしてその身柄をそれじやどこにおくかといふことになりまして、この管理事務所に収容場がございましてそこへ収容いたし、そして収容してある間に更にいろいろ資料を集めて審査をするといふようなことになつておりまして、実は最初管理事務所が中

心にやつておつたのでございまして。港はむしろ港出張所といふふうに大きな看板が出ておりますが、例えば羽田といふような大きな港でございまして、立派な出張所が必要でございまして、そこには四、五十人の人がいるといふようなことになりまして、小さな出張所になりまして審査官一人、或いはその補助者がいて二人といふようなところのものと、出張所といふ看板を掲げてやつておるわけでございまして、この管理事務所はいわゆる地方の中心をなしておりますので、そこで最後の審査業務のまとめがで、収容する場所も持つておるというふうなことで、どうしてもやはり、一番出先の出張所と本省だけでいかいといふと、それは現在の仕事の関係から行きましてどうしてもそれでは仕事が行きまじないといふ状況になつております。

○八木幸吉君 ちよつと話が元へ戻りますけれども、出張所に一人か二人しかおらんような所もあるというふうなお話があつたのですが、私が府県に事務を一任したらどうかという意味は、一人か二人の人の出張所なら、本省直轄の人がいなくても、その程度のことなら府県に委任して結構私はやれると、こう思ふので伺つたわけですが、これはまあ見解の相違でもあり、私も深く伺つたわけではございませぬが、仕事的に考へて一人か二人の看板をかけたおいて本省が出張所だと言つていなくとも、その県に委任しておけばいいんじやないかと、こう思ふので伺つたわけですが、

それからも一つ。今の管理事務所

管理事務所があつて、東京に管理事務所がある。これは横浜というのは特殊の所ではあるけれども、こんなのは一つにできやうなものだと思ふ。というのは、例えば距離の問題で申しますと、東京の入国管理事務所が長野県や新潟県まで管理している。横浜は非常に東京市内といつてもいいぐらいに近い所に、これはもう特別に東京と横浜は特殊なためにこういふふうになつておるのかも知れませんが、仮に管理事務所が必要としても、もう少しこれを合併と言ひますか併合する余地があるんじやないか。この表だけを拝見しますときやうに考へるわけですが、例示的に申して東京と横浜と二つに分けておるのどういふわけですか。それを一つ御説明願ひたい。

○政府委員(鈴木一君) 東京とそれから横浜と二つ、非常に地理には近くございまして、その扱ひます事務の内容から申しますと十分それだけの必要はございまして。で、特に東京におきましては、いわゆる先ほど申上げました中国人などの問題になつておりますものが数万件、横浜におきましても数万件、いわゆる密入国をして参りましたものを処置しなければならぬ、そういう所在がはつきりしておつてまだ強制送還するところまで行つていない。そして、然らばと言つて全部大村とか横浜の収容所に収容するわけにも行かないといふので、調査中のもの或いは仮放免と申しまして、収容しないで保証金を取りまして一応身柄を自由にさせておく、それもやはり住居の指定をいたしまして、毎月一回は出て来いといふようなことでやつておりますが、そういう懸案事項がおの／＼数万件ず

つあるわけでございまして。ところが一方所になりまして一つの事務所ですりますといふことは、非常に大きな組織を要しますので、これはやはりその事件の多い少いによりまして配分を適當にしてやらなければならぬ。そういう意味で現在神戸に管理事務所がございまして、大阪方面におきまして、最近におきましては韓国方面からの船の入港が非常に多い。漁船といふようなもので密入国、密輸入といふような事案に關係のある虞れのあるものが相當入つて来ておる。のみならず大阪は御承知のように朝鮮の人たちが十萬近く集団でおります。そういう所に事務所がないのであります。我々のほうの希望をいたしましては、むしろ大阪にも管理事務所を設けたい。いずれは又こちらに御審議をお願いするうちに現在準備はいたしてあるわけでございまして、そういう意味で事件数、その仕事の内容から申しましてどうしても東京、横浜を一つにするといふわけには行かない。むしろ大阪のほうは更に新設しなければならぬといふ状況でござい

ます。○八木幸吉君 私は今御質問申すのを丁度裏になりましたが、大阪でさながら神戸にできているという意味で伺つたわけでありまして、前にそういう資料が出たかも知れませんが、各管理事務所別の仕事のボリュームの資料といつたようなものは出ておりますか。○政府委員(鈴木一君) まだ資料は出ておりませんと思ひます。作りましてお手許に配付いたしたいと思ひます。○八木幸吉君 それから出張所の増加もこれは改正案のほうにちよつと拝見いたしますが、出張所も増加をする必

要があるという御提案になつておりますが、今までやつてみて今度新たに提案された出張所よりも仕事のボリュームが少いところも出て来ているのじやないかという気もいたしました。出張所全体のやはり仕事のボリュームをこれは今頂いた資料で御説明頂ければ一つ。

○政府委員(鈴木一君) 出張所のほうは、先ほど差上げました二枚目の入国審査数というのがボリュームを、人の人数の面から説明をいたしておるわけでございます。この前にお配りいたしました、やはり各港の港別入港船舶数一覧表というのがございます。これは各月別に船が何隻入つたという表がございまして、これによりましてこの二つから御判断頂きますれば、今回新潟、富山、名瀬、この三つの出張所をふやします理由が十分表によつてはつきりいたします。今まであります出張所を減らすということはこの表から御覧頂きますと不可能と存じます。要するにどこも船がふえているのございまして、更にふやしたいものはないでございますが、減らしたいものはないのでございます。

○八木幸吉君 只今拝見しておりますと、入国審査数の港と申しますか、数は約五十四、五になるようなんですが、片一方の出張所は三十八ですか、その数の開きはどうか。例えば入国審査数の数が五十一人、片上が四十二人、小野浜が四十六人、これは一年間でしようが非常に数が少くて、月に四、五人の人を取扱つた所もやはり出張所が要るのですか、この辺ちよつとよくわからないのですが。

○政府委員(鈴木一君) これは出張所のありますのを全部挙げておりますが、先ほど最初に申し上げました地図がございまして、これを一つ御覧頂きますと全国に七十八港ございまして、その中で出張所ができておりますのが三十八港でございます。三十八港は黒丸で印をいたしておりますが、黒がな

い、ただ丸だけのがいゆる敷であるとか浜田であるとかそういうふうな所でございます。これは出張所は置いてないのでございます。それから七十八港全部を港別入港船舶表の中には掲げておりませんが、ここに挙げましたのは船舶の出入がやや多いと思われる五十七港だけを挙げたのでございまして、この中で三十八港だけが港出張所があるわけでございます。港出張所のありますのは黒丸で、地図のほうから御判断を願いたいと思ひます。

○八木幸吉君 今両方を比較するのはちよつと面倒ですが、私の伺いたいのはつまり三十八のうちで一番仕事量の少い所と、新しく御提案になつてゐる所とはどういう比較になつてゐるか、こういうことを伺つてゐるわけですね。三十八港のうち一番、例えば人数で三百人が今まで最低であつた。今度申請してゐる所は二百九十人であるという事であれば、その辺のことを数字で伺つてみたいということなんです。五十幾つかと三十八をチェックするとすればすぐわかるのですが、図面とこの数字ではちよつとこの場ではむづかしいように思ふのですが、つまりもつと言葉を換えて言へば、新設されるのはいいが廃止してもいい所があるんじゃないかということを経営的に伺つてゐるわけですね。

○政府委員(鈴木一君) 例えば九州に三池というのがございまして、九州の出張所におきましては、三池などは一番小さいのでございまして、規模が。出入国船舶数も少ないと思ひますが、表で御覧頂きますと、八十九隻、こんな所が……。

○八木幸吉君 ボリュームの表を一つおしらえになつて、前の管理事務所と一緒に御出願つたらいと思ひます。

○山下義信君 私も一、二伺いたいと思ふのですが、今八木委員の御質問になりましたようなことも、私も有名無実になつてゐる出張所のことを伺いたいと思つたのですが、これは資料であつて見せて頂くこととして、新たに設置されます出張所の事務所の建物等はどのようなものを用意されるのでございましょうか。

○政府委員(鈴木一君) 三つ出張所を新設いたしますように法律の上ではなるわけでございますが、定員とか予算とかいふ面におきましては何ら増加にはならない。特別にそのために予算を要求しておるということはない。又定員も増加を要求しておるということはないのでございまして。従来の範囲で、やりくりでやり得るというふうな考へております。この事務所の新設というふうなことも、ほかの今までの港出張所の既設のものもさうでございまして、大きい所は別といたしまして、一、二名、二、三名というふうな審査官がおります所におきましては、一室借りてやるかというふうな程度でございまして、特別に大きな、今回におきまして、大きなものを建てるといふようなことは考へてないの

あります。

○山下義信君 大きな建物はお建てにならんととも、小さくてもオフィスが要るんでしよう。

○政府委員(鈴木一君) オフィスは要るわけでございます。現在でもそういうふうな所に、出張滞在というふうなことで、現在は例えば新潟のごときでは、こちらから出張してそこに滞在してゐる、出張滞在ということが不経済であり、出張所というところにしましてそこに常勤にするということのほうが予算面からも、節約になりますし、又本人としても定着して仕事ができる。又地元の新潟方面におきまして是非出張所を設けてくれ、看板を出さしてくれというふうな御要望もありまして、出張所といたすことが一番よろしいという結論になつたのでござい

ます。

○山下義信君 小さいことをたび／＼お尋ねして済まんですが、よくわからんのですが、事務所から出張するよ

うなときはわかるのですけれども、今ここに出張所という、例えば小さくても一人でも一つの役所を新設するということになるのですから、当然オフィスがなくちゃならんと思う。宿屋へ泊つてゐる間も出張所ですから宿屋へ出張するとか滞在費ですべて支弁してやるのでしようが、オフィスを置けば借りるなら家賃が要るのですし、一間でも役所というものを確保するなら買つとか何とかしなくちゃならんですね。どこか会議所の一室でも無料で借りるというのですか、無予算ということですか。一文も金は要りませんという当局的説明ですから、一文も金は要らな

くてオフィスを持つことのできるその方法を私はお尋ねしてゐる。ただ宿屋へ泊つてゐる、出張員が滞在してゐるときだけ出張所であつて、帰つたあとでは看板をはずすというわけにもいかんでしよう。これは役所の新設ですか。大小に限らんでから予算を一文も持たずにオフィスを持つのが、どういふ方法をおとりになるかということをお願いしてゐるのです。

○政府委員(鈴木一君) 私の説明が足らなかつたのでありますが、例えば新潟のごときは長期出張をいたしておりますので、現在すでに部屋はあるわけなんでしょう。それから又名瀬のごときは大島で以前使つておりました場所があるわけがございまして、そういう所はもうすでに既定予算の中にそういうものが入つておりますので、私の申し上げましたのはここに三つある、増設をするというそのために、予算を特別に増すという必要はないということとを申し上げたのでござい

ます。

○山下義信君 わかりました。もうすでにあるのですか。新たに看板をかけるさへすればいいだけのことになつてゐるということですね。

○政府委員(鈴木一君) さうでござい

○山下義信君 私が頂きました資料で、密入国者の検挙はこれはまあ二十八年度だけ頂いたのですが、累年のことがわかりません。の二十八年度だけ拝見しますと、一月から十二月まで大体二百二、三十名前後、この数が平均してゐるのはどういふわけですか。これは素人考えには、密入国者の検挙数というところは密入国を企てる者が多いと、こういうことと思ふのですが、大

すことは一方的の措置のできないようになつておるわけでございますが、例

えは密入国につきましては原則としてもう還すということが前提になつておりますので、その違反調査をいたしまして、本人が、あなたは密入国で密入国は法によつて帰らなければならぬといふことで、はい承知いたしましたと言えどもそれだけでそれ以上進行するわけには参らない。ただそのときに自分はかくゝの理由があるので密入国かも知れないけれども、どうしてもこういう理由で在留を主張するというようなことになりまして、そこで口頭審理ということで第二段階の審理に入りまして、その際にはいろ／＼在留を主張します証人の喚問であるとか或いは弁護人を付けてまして主張をさせるとかいうような第三者も入つた審査が進められるようになっておるわけでございます。更に合同審理の段階からの決定を経まして、それでも強制退去然るべしといふことに對しまして、二日間でございますか、更に二日間の間異議の申立をし得るんだということを申しまして、その異議の申立をするといふことになりますれば、それが初めて書面審理によりましてあらゆる材料が本局のほうへ参るのでございます。本局に参りました際にはこれは勝手に裁決をいたしているわけではないのでありまして、法律の上では裁決委員会という名前が出ておりませんが、裁決委員会を開きましてそれにかけてましてあらゆる材料を詳細に検討しまして、そして在留を許可するか、或いは強制退去をさせるかといふことをそこで決定をいたすことになつております。その決定は法務大臣の特別許可のいふゆる材料になるわけでありまして、最終的に法務大臣がその裁決委員会の決定

をそのままよろしいということでございますれば、そのままで強制退去がけないとかいいとかということが決定するわけでございます。我々のほうで裁決委員会におきましては、局長以て課長全部そろいまして、専ら公平を旨としたしまして、これを許してこれを容れないということではないようにへんばらないように、別に許可基準といふものはないのでございますが、従来余の判例から申しまして、大体一つの線が出ております。併しながらいふ、個々のケースによりまして、表面は小さい子供で、誠にかあいそうであると思いましても、實際は集団で入つて来たりまして、集団の中に入れて返すということは、決して醒ではない。又時に朝鮮のほうにおきましては、例えに或る時期におきまして子供を持った母親が小さい子供を抱えて、夫のとこるに行く、密入国をして入つて来るといふケースにつきまして、これは講和条約発効前であつたのでありますが、そういうものも人道上からかあいそうだと、いう面を多少強調しまして、或る程度大目にみたことがございます。そうしますとそういうことを表に発表したことではないのでありますが、すぐにそれが現われまして密航船は全部女と子供であるということで、要するに我々の審査の標準の裏をかくことが非常に上手な人たちが多いのでございまして、我々としては非常に苦心をいたしております。ただそういうことに惑わされないで、何が真実であるか、本当に親子なのであるか、現に親子でないのに親子と称して入つて来たものもたくさんございます。母親が向うでは死んだといつて、おばさんに連れられて

入つて来たというにかかわらず、母親がこつちにおりましたりいろ／＼な事件がございまして、一々こういう標準でやるといふわけには参りませんが、個々のケースに當つておりますと、大体先ほど申上げましたようなはつきりこういう者は助けてやりたいというやうなものは、多少申上げることはできると思ひます。

○山下義信君　時間が時間ですから私は中途で切つたほうがいいんでしようが、まだあるんですが、時間が大變はなばですから切ることにいたします。ですから今の最近の許可をしました書類を資料として提出を願ひたい。それで今、長島委員の質疑に對しての御答弁に局長はこの許可についてのなにか緩和のことを考慮したいと言つてゐる。そのことだけ一つ明確にしておきたいと思う。どういふことを考えておられるのかといふことをもう少し詳しく承りたい。というのは丁度本法律案を審議中に、鈴木局長が朝日新聞に發表された論文を私は非常に興味深く讀んだ。その中にいろ／＼局長の意見を而も私どもも納得するやうなうなずくやうな、極めて有益な意見もある。その中には、或いは家族の呼び寄せ等についても考えなくちやならんというやうなことの意見もある。その他のことも私は伺つてみたいと思つてゐる。法務大臣の出席を求めてこの朝鮮人問題という重大問題について総合的意見を聞きたいと思つてゐるのですが、とりあえず今はこの入国の許可のいろ／＼諸条件について、当局は緩和することについて考慮するといふ今の含みの答弁がありましたから、どういふことを考えておるかといふことをいまい少しく

御説明願いたいと思います。

○政府委員(鈴木一君) 私が先ほど条件を緩和すると申し上げたようにおとりになりましたとしますと、それは大村におりまするもうすでに二年も入つてゐるような人たち、特に朝鮮では受取らない、併し日本側としては強制退去に當つてゐるというような人たちで、大村に三百七十名入つておるといふことを申上げたのでありますが、そういう人たちについて何とか考えたいといふことを申したのでございます。その点だろふと思いますが、その点につきましては、これは現在におきましては、全部三百七十名をそつくり出してしまふといふことはこれは我々のほうとしてはできないのであります。特に拒否されて大村におりますような人は、要するに終戦前から日本におつてなお且つ大村に送らなければならぬように決定しました者を見ておりますと、前科数犯、懲役の年数を計算いたしましても数年以上になつてゐる人が大部分でございまして、相当兇悪な犯罪をした人たちが多いのであります。従つてそういう人たちを一挙に出してしまふといふことは、これは又片方から見ますと社会不安を起すといふようなことにもなりますので、我々といひましてはそういう人を全部無条件で出すのはいけない。併しながら非常に重罪を犯しているけれども別にしても社会不安を起さない人もいるのであります。又場合によりましては罪状の非常に軽い人もある、気の毒な人もあるといふような、又出ました際にその人の身柄を十分保証をする、その人は自分が完全に面倒をみてやるというような人もあるわけであります。

そういうような特別に条件のいい人につきましては、日韓会談の妥結をいつまで待っているというわけにも行きませんが、そういう人たちについては一応仮放免というような措置をとりまして、若干とも中に収容されないで済むような方法を考えたいということであり、二現在出発しているわけであります。

○山下義信君　この法案は留保しておきます。

○竹下豊次君　私も資料の提出をお願いしたいのですが、入国管理事務所、それから出張所がたくさんあります。が、各別に定員が何人になっているかそれをお示し願いたいと思います。特に入国審査数、二十八年の一月から十二月まで、この頂いた表に赤インクでも書込んでもらえると大変見やすいと思います。そうして取扱件数と定員とを対照するのに見やすいと思いますので、私は二つの表になるより一つの表を希望いたしますが、例えて申し上げますと四国を高松で一県で取扱つている。ここに管理事務所があるというふうなことは、御説明を聞くとわかるのであります。がちよとわからないのに、高松のような所に事務所がある、交通の関係とか役所の施設の関係とかといったことからあるのかも知れませんが、そういうことを少し研究したいと思います。その資料にしたいと思います。

○八木幸吉君　今の竹下さんと同じ立場になるのですが、先ほど出張所別事務所別の仕事のポリウムの表をもらいましたが、そこに定員をつけて頂いたら今の御要求と同じになるのではない

只今お手許にお配りいたしました省別年度別定員減一覽というものを御覽頂きますと、その前に一つ申し上げます、このたびの定員法の改正案は全体といたしまして政府職員六万を縮減する、そのうち半数の三万は警察である。あとの三万を各行政機関から整理をする、そうしてこの三万を整理する

ございます。これは大体各省を通じては六割をして二十九年度におきましては六割を整理するということに相成りますので、二十九年度におきましては百二十四名、即ち他の各省についても同じでありますが、Eの欄が二十九年度において整理する欄でございます。そうすると、この行政整理を行うということ

十一名でございます。それでありま
すから、極めて単純な算術計算をいたし
ますと、FとGとをたしたものの、八十
八名と八十一名をたしたものを二十九
年度の整理者数から引いた残りが実際
の出血数というような形になり、残り
は三十年度におきまして今度整理す
る、こういう形に相成るわけであります。

に法務省というのがございます。法務省は現在定員四万五千三百七十一名、それをこのたびの整理計画では千九百六名でございます。これは二十九年度において新規の増員はございませんので、千九百六名をそのまま整理することと相成りますので、改訂定員は四千四百六十五名に相成りますので、

ございますが、内部部局では大臣官房のほうに四百四十八名のうち改正後の定員が四百五名となりまして差引減が四十三名ということに相成っております。これに對しまして現在実員は四百四十名でございます。

それから次は勞政局でございますが、合計七十八名に對しまして改正後

の定員は七十三名で差引五名の減員という事になっております。更に労働基準局は二百二十五名のうち二百一名となりましてマイナス二十四名の減員ということになっております。婦人少年局は六十六名の定員中新定員が六十名となりまして、減員六名、職業安定局のほうは二百三十八名の現定員を二百十三名に減少いたしまして、二十五名の減少ということでございます。そこで内部部局の合計を申し上げますと、一千五百五十五名の現定員が九百五十二名、差引百三十三名の減員ということになっております。

更に附屬機関としまして、産業安全研究所、これが四十二名の定員を一名減少いたしまして四十一名の新定員となっております。更に地方の支分部局、これは都道府県の労働基準局或いは監督署、婦人少年室、公共職業安定所の関係でございますが、この合計が一万八千八百七十八名のうち、新定員が一万八千六百六十四名、差引七百十四名の減少になりまして、これの内部部局と地方支分部局を合計いたしまして一万九千九百七十五名の定員を、一万九千五百五十七名、即ち八百十八名の定員減ということに相成ります。

更に外局関係でございますが、これは中央労働委員会、公共企業体等仲裁委員会、公共企業体等調停委員会を合せまして二百三十五名、このうち十七名を減員いたしまして新定員が二百十八名ということに相成っております。合計が二万二千二百十名でありました現定員を一万九千三百七十五名にし、結局八百三十五名の定員減ということに決定いたしました次第でございます。更に地方自治法関係の外郭に二千五百五十二名

の人員を配置してありますが、これを新定員二千二百二十名といたしました。マイナス百三十名の減員になつております。そこで合計が九百六十五人の定員削減ということになつた次第でございます。これの処置といたしましては、すでに定員に對しまして六十六名程度の欠員がございまして、更にこの二月までの特別待命が三百六十六名ございまして、合せまして三百八十二名は、すでに前年度中に定員減、これは新しい何でございまして、九百六十五名の減員のうちに欠員分が六十六名でございます。更に特別待命で待命に相成りますのが三百六十六名、これは表が差上げてなかつたかと存じますが、あとで御提出いたすことにいたします。二枚目の一番しみに載つておりますが、三百六十六名の特別待命者の数が丁度一番右の端にあります。これは年令別、部局別というところの欄が部局別に相成つておる次第であります。そういった次第でございまして、まだ労働省は現場機関を持つておられますので、特に職業安定の業務が比較的こういう御時世、ことに官庁の人員整理或いはその他の時世の動きにつれまして、職業安定関係の人員を極端に減らすことが困難な事情もございまして、比較的全体の定員圧縮から申しますと、やや低目と申しますか、必ずしもこれで事業が差支えるというふうなふうにはなつて行かないと存じておる次第でございます。

○山下善信君 今、政務次官の大体の御説明は了承したんですが、私はあの程度で政府の説明は済んだというわけ

にはいかんと思ひます。ですから今日は政務次官の大体の總括的な御説明を承つたことにして、そうして他の省の説明から見ますと非常に簡単なように思ふんですが、他省の説明と同列に一つ歩調の合うようにして頂きたいと思ふんです。ですからそれは委員会のほうで他省の説明や、いろいろ提出の資料をお示し願つて、政府のほうへ御連絡をとつて頂くとして、他省と同列の説明の程度に一つもつと詳細のものがあつて頂けないかと思ひます。それから次に移つて頂いてもいいんですが、次に進むというわけに行かないんじゃないですか。

○委員長(小酒井義男君) ちよつと速記をとめて下さい。

【速記中止】

○委員長(小酒井義男君) 速記を始め

て下さい。それでは郵政省関係について、人事部長から説明を受けたい。

○説明員(宮本武夫君) 郵政省の人事部長でございます。お手許に資料を差上げてありますが、第一番目に定員法の改正に伴う郵政省職員増減事由の説明書というのがございます。それと二番目に組織別事項別増減員一覧表というのがございます。三番目の資料は定員法の一部改正という題でちよつと分厚なこういう表でございます。それから四番目の資料といたしまして郵政省の要整理人員についての説明、一枚だけでございます。それから最後に郵政省の特別待命者数調というのがございます。この五つの資料につきまして以下御説明を申し上げます。

最初の表でございますが、その次に文書で書いておきますその大体を御説明申上げておきます。今回の定員法の改正によりまして、郵政省の現行定員二十五万五千二百五十五人でありましたのを二十五万二千二百一十一名に改正するよう措置してございまして、従いまして現行定員と改正定員とを差引いたしまして、三千四百四十四人の減員と相成る次第でございます。三千四百四十四人と申しますのは、以下申します通りに、一方において今回の行政整理による減員がございまして、又一方におきまして事業増その他のに伴うところの増員がございまして、その増員と減員との差が三千四百四十四名と相成つた次第でございます。その減員の内訳を申し上げますと、大別いたしまして、先ず第一に増員のほうでございまして、これが業務の拡張及び業務量の増加に對しますところの増員といたしまして三千九百九十二人増員がございまして、これが増員の全部でございます。これに對しまして今回の行政事務の簡素化、合理化に伴う減員が全部で六千六百五十五人でございます。これが閣議決定による減員数でございます。更にそれに加へまして電信電話の設備の一部を電信電話公社に移管するための減員、これが四百八十人でございます。これはあとで御説明申上げます。更に外地へ派遣するたに外務省へ組替へるための減員として一名でございます。以上の増員と減員とを差引きましたものが、結果におきまして三千四百四十四名と相成る次第でございます。その増員になつた分の事由を極く簡単に申し上げますと、第一に増員の中の第一といたしまして、

特定郵便局を増置しますための要員としまして二百名でございます。これはここに書いてあります通りに昭和二十八年と二十九年におきまして六十五局の特定局を増置することになつております。これに要する局長及び局員としての所要人員でございます。第二番目は郵便物取扱数増加に伴う増といたしまして九百七十人でございます。これは御承知の通り最近におきましてこの郵便物数が年々ふえておりまして、殊にこの物数の増が地方よりも都市に集中されているということに相成つておるのであります。都市の郵便局におきまして相当仕事が増え、且つ職員労働負担が過重になるといふことを考へまして、この業務運行に支障を來たさないように実情を調査の上、これら増加した郵便物を処理するために必要の要員といたしまして九百七十名認められた次第でございます。

次には軍人恩給支払事務の増加に伴う増員といたしまして三百五十名でございます。これは二十八年におきましてこの旧軍人恩給を支給すべき対象人員として百二十七万ほどございました。これに對する増員といたしまして五百二十八年で認められたのでございまして、二十九年におきまして更にこの支給人員が九十三万九千人増加することに相成りまして、これに對します事務増に對する増員といたしまして三百五十名がございまして、

次は、四番目には保険年金業務駐在診療所設置に伴う増員といたしまして百名でございます。これは簡易保険の被保険者の健康の増進又は維持を図るために、全国に二十九所の診療所を設け

まして、被保険者の健康の相談或いは診療を行うということに相成りまして、一診療所に五名の職員、その内訳医師二人、看護婦二人、X線技術員一人という一カ所に五名の職員を配置するために計百名の増員がある次第でございます。

五番目の増員は電気通信施設の拡張に伴います。これは日本電信電話公社から郵政省に委託されておりますところの特定局における電話業務というものにつきまして、今年度中におきまして新たに電話交換局を十局ふやしますと共に、電話加入者数を約四万二千口ほど増加することと相成っております。これら業務の増加、施設の増加に対する運用要員といたしまして千二百八十二名でございます。

次は、六番目の増員は断続勤務制の廃止に伴う増員でございます。これも特定局における電電公社からの委託業務のうち、電信電話に關係するものでございますが、電信電話の分でございますが、昨年の一月一日からいわず公労法が施行せられて、郵政事業にも適用せられることに相成つたのであります。郵政職員の勤務条件等に關しましては労働基準法の規定が適用せられることになりましたが、これに伴いまして特定郵便局の一部におきまして電信電話に従事する職員の勤務時間労働基準法の規定に該当しないものが生じたために、その勤務時間を短縮し労働基準法の命する通りに措置しなければならぬことに相成りました。その結果不足する配置要員として、一千九十名が認められております。

次第でございます。

以上申し上げましたのが増員の三千九百九十二名の内訳でございます。

次は行政事務の簡素合理化に伴う減員でございます。これが今回のいわゆる行政整理による減員でございます。郵政省の仕事につきましては御承知のことと存するのでございますが、その事業を運営する原動力が殆んど人の力に依存しているという關係からいたしまして、現在におきます事業の総経費のうち人件費が七割を超えているというような状態でございます。ここににおきまして人員をできるだけ合理的経済的に配置をする、一万におきまして事務をできるだけ合理化し簡素化してやつて行くということが郵政省として慎重に考えなければならぬことでございます。このたび政府におきまして行政事務の簡素化を推進することになりました機会に、同省所管の業務全般に亘りましてその趣旨に副しまして再検討を加えました結果、以下述べるような、総計におきまして六千六百五十五名の人員を削減することが可能と相成つた次第でございます。この六千六百五十五名の減員の事項別のその大要を申し上げますと、第一に内部管理事務及び各種統計報告等の簡素化による減員としまして、全体におきまして総計九百四十五名でございます。これは御承知かと存じますが、郵政本省の下におきまして地方に十の地方郵政局、又同数の十の地方監理局、又電波関係におきましては本省の電波監理局の下に、地方に十の地方電波監理局というものがございまして、更にその管下には郵便局が約全国におきまして一万四千ある次第でございます。この本省並びに

地方局段階におきまして、この管理機関としてございますこれらのものにつきまして、その取扱つておりますところの事務をできるだけ簡素化してやつて行くということからしまして、それからなおこの各種統計報告類、これは郵政省が只今申し上げました通りに、全国におきまして地方監督機関として結局郵政局、監理局を合せまして二十の地方局を持つております。更にその管下には一万四千の郵便局を持つております。又その仕事も郵便貯金、保険年金或いは特定局における委託業務の電信電話業務というふうな非常に多種多様に亘つてのことでございまして、仕事をすることにおきまして或いは事業を計画する上におきまして実におびただしい各種の統計なり或いは報告というものをとつていた次第でございます。又一面におきましてたくさん帳簿類を備えていた次第でございます。これらの統計類或いは報告類或いは帳簿類というものにつきましても、昨年来本省の監理局におきまして委員会を設けまして、これをできるだけ、或いは利用度の極く少いものは廃止する、或いは類似のものはこれを統合する、或は報告等におきましてはその回数ができるだけ必要最小限度に減すというふうなことをやりまして、本省、郵政局或いは郵便局、地方貯金局、地方保険局というものがございまして、それらを通じて九百四十五名を削減いたすことと相成つた次第でございます。

次は人事会計事務の権限の拡大による人事会計事務の簡素化及び能率向上による減、これは郵政省におきまして現在二十五万のたくさんの方の職員を擁している次第でございます。

又会計面におきましても、約郵政特別会計におきましても九百億に近い予算を持ちまして仕事をやつておる次第でございます。この二十五万の従業員につきまして、その人事或いはその給与等につきまして、又今の予算を執行する上につきましての会計事務というものがございまして、できるだけこれを簡素化したしまして、一方におきまして本省或いは地方郵政局の管理機関としてのこれらの仕事をできるだけ下部機構に移しまして、又下部末端の郵便局におきましては、できるだけこういう面についての仕事を省いて本来の郵便貯金或いは保険の本来の仕事に十分力を注ぎますように、この点につきまして大いに合理化簡素化を図つた次第でございます。これによりまして全体におきまして一千四百七十七名の減員を見たと次第でございます。

次に三番目は局舎その他施設費の減少による減、これは二十九年度におきまして局舎を新営します予算が大体一億三千万程度減少している次第でございます。工事量にいたしますと約八%ほど減少に相成る次第でございます。これによりまして本省並びに郵政局段階におきまして二十三名の減を見たと次第でございます。

次は庁務事務の簡素化、要員配置の合理化による減、これが全部で九十名になつております。これは本省、地方郵政局、地方貯金局、地方保険局等におきまして監視員、雑務手或いは暖房手というような者につきまして、その勤務時間というものの合理化或いは人員の配置をできるだけ無駄を少くするように配置いたしまして、考えまして、その結果全部におきまして九十名の減を見たと次第でございます。

の減を見たと次第でございます。

五番目の機構改正により庶務、会計等共通事務の統合による減、これは電波監理局の下に地方に十の地方電波監理局があるものであります。この中の今内局になつておりますところの地方電波監理局というものが従来内局に入らず独立しておつた次第であります。これが先般地方電波監理局の内局に統合せられることに相成りまして、その結果庶務、会計等の共通事務は地方電波監理局と一緒にこれをやることができるようになりまして、これによりまして計約百六十名の減員となつた次第であります。

六番目の業務調査関係事務の簡素化による減員これが五十九名であります。これは監理局関係につきましてやりました減員でございます。監理局は御承知の通り、先ほど申し上げました通り、地方に十の地方監理局というものをもち、その下に全国に一万四千ほどの郵便局を持つて絶えずその各局の業務を調査しまして、いわゆる監察をいたしましてその仕事の非違を正し、又仕事の改善に努めている次第でございます。従来全国に亘りまして約一万四千ほどの郵便局につきまして大体六〇%以上年に監察、調査するという建前で進んでおつた次第でございます。併し最近におきまして各局の業務の成績というものが次第に向上を見るに至りまして、必ずしも従来通りやる必要がなくなりました。殊に優良なる成績の局につきましてはこれを三年に一回程度減らす、或いは非常に多い特定局につきましては、その調査の日数を減らすというよう工夫をこらすことによりまして五十九名の減員となつた

次第であります。

その次は軽微な事故調査の省略による減、これも監獄局関係のことでございますが、郵便貯金につきましてはいろいろ事故が多いのでございますが、この郵便貯金の関係の事故につきましては従来郵便局或いは地方貯金局等におきまして発見した事故は、大部分これを監察局に廻しましてこれを処理して参つた次第でございますが、必ずしもこれを従来通りやる必要を認めなくなりまして、その主なものにつきまして殊に犯罪の容疑があると認められるものにつきましてはこれは漏れなくやることにいたしました。その他のもの殊に金額につきましては小額なものにつきましては、その事故調査を省略することによりまして五十人の減を見る次第でございます。

が、これらのものを同一人に見てこれを統合して一括の通帳にする、或いは団体等のもので個人別のものであるを団体名義のものに切替えるというふうに、通帳の整理によりまして、四百十八名の減員になつた次第でございます。

次の八番目は為替貯金業務の簡素化による減、これは全部で千五百八十二名となつております。これは内容は三つに分れておりまして、第一番目は現金送金制度の実施による為替取扱量の事務量の減による百九十二名でございます。これは現金書留制度をやりました以来、為替の取扱数量が相当に減少している次第でございます。その為替の取扱事務量の減少に対応いたしましたこの程度の減員をいたす次第でございます。

これは定期的貯金通帳の引上確查事務を随時開散期に行うことによる減、これは地方貯金局におきまして通帳を毎年一定の大体の目安を立てまして数量を預入者から引上げて、これを原簿と対照してその間に間違いがあるかどうかというのを調べる仕事をやつておられるのでございますが、これが地方貯金局といたしまして非常に手数のかかる仕事でございます。これを従来定期的にやつておりましたのを今後仕事の繁閑に応じて随時これを行うという建前をとりましてこの結果全体におきまして九百七十二名の減員と相成つた次第でございます。

その次は郵便貯金につきまして、従来、現在約一億八千万程度の貯金通帳が発行されている次第でございます。この中には同一の預入者でありましてたくさん貯金通帳を持つておられるもの、或いは団体貯金であります、それが個人別に皆持つておられるというようなものもたくさんあるのでございます。

次は郵便物取扱作業の効率化による減、これは郵便物の取扱作業といたしましていろいろその効率化を考えたければならぬのでありますが、今般普通局と特定局につきましては或いは普通局について申上げますれば、郵便課長の下に主幹或いは主事という監督者がございまして、これが全国に約二千二百名ほどあつたのでございますが、監督者をこれほど置く必要がなくむしろこの監督者より実務要員、実際の郵便物の取扱の仕事に従事する実務要員にこれを転換したい、そのように考えまして、これは地方の郵便局におきまして外勤の職員につきまして、その仕事につきまして新しい能率によりまして実際に実施しました結果予算組みを統合できるようなものも大分ございまして、二つのものを併せまして全体におきまして千二百五十一名の減員となつておる次第でございます。

次の十一番目の電気通信関係職員の合理的配置による減、これが四百十二名の減でございます。これは先ほど申上げました通り一方におきまして断続勤務の廃止によりまして千名程度の増員が認められた次第でございますが、断続勤務を認められない八時間勤務の電話交換手につきまして調査の結果夜間と、極く電話の利用の少い時につきまして人員を最も効率的に配置することを考えまして、その結果全体として浮いて参りました人員が四百十二名でございます。

最後の福利厚生施設を民間に委託するに伴う減員、これは本省並びに地方郵政局等において従来食堂或いは理髪或いは靴の修理或いは洋服の修理というふうな仕事を、これは終戦後の事情からしましてこういうふうなものをやりました職員を福利厚生を圖つて来た次第でございますが、今日の事態におきましてはこれを官においてやる必要もなくなつたのでございまして、これを民間に委託することによりまして従来これに従事しておつたものを本省郵政局併せまして百二十四名の減員と相成つた次第でございます。

以上申上げたものが六千六百五十五名のいわゆる行政整理による減員でございます。次に電信電話設備の一部を電々公社に移管することによる減員、これは全体におきまして四百八十名の減員となります。これはいわゆる行政整理による減員ではないのでありまして、今年度におきまして約三十五局の電話施設を日本電信電話公社の直轄として向うに施設を移すと同時に、人員もそのまま移るといふ直轄化に伴う当然の減員でございます。

最後が在外公館在勤要員の定員を外務省に組替えるための減員、これは一名を外務省に派遣することになりましたのでその組替え減員と相成る次第でございます。

これを機関別に総計いたしてみますと本省におきましては最後の欄にございまして三百二十六名、地方郵政監察局が百九名、地方郵政局が八百八十九名、地方電波監理局が百六十名、地方貯金局が千三百三十四名、地方簡易保険局が三百五十名、郵便局が三千九百五十八名、併せまして七千三百三十六名でありまして、増員といたしましては地方貯金局に三百五十名、地方簡易保険局に百名、郵便局に三千五百四十二名、併せて三千九百九十二名と相成

る次第でございます。

第三番目の資料は定員法の一部改正と題しますところの表でございます。ちよつと部厚い表でございますが、これは只今まで御説明申し上げました定員の増減というものが各機関別に現定員に對してどういふふうに変更されるかという、又従ひましてその差引各機関別の減員はどうか、その次に現在の定員はどうか、従ひまして改正後定員と現在定員との差、これが即ち整理を要する人員だということを現わした表でございます。

一々各内部部局或いは附屬機関、地方支分部局につきまして御説明は省略いたす次第でございますが、この表の最後の欄におきまして現定員が二十五万五千二百五十五名、改正後定員が二十五万二千二百一十一名とありまして、差引三千三百四十四名の減員、現存する現在の定員が二月一日現在でございいます。二十五万四千八百六十七名、従ひましてこの現在人員より改正定員を引きましたものが最後の二千七百五十六名というものが整理を要する人員ということに相成る次第でございます。で各機関別にどれだけの人間がどういふ事由によつて減員され或いは増員されるかということは、この二枚目以下の表に御説明申し上げておる次第でございます。

その次の第四番目の表といたしましては、只今郵政省といたしまして二千七百五十六名というものが一応定員をオーバーする現在定員として整理をしなければならぬというに相成る次第でございますが、ですから郵政省として今回実際に整理を必要とする人

間ほどのくらいか、数はどのくらいかということ、郵政省の要整理人員についての説明というの紙によつて御説明申し上げます。本定員法改正法律案による郵政省の改正定員二十五万二千二百一十一名と、現在定員二十五万四千八百六十七名とを比較いたしますと、今申し上げました通り二千七百五十六名の余剰人員を生ずることとなりまして、これが一応今回の整理人員となる次第でございます。併しながらこの改正定員は先に申し上げました通りに七千四百名の減員、三千九百名の増員を相殺いたしまして得た結果の数字でございます。併しながら今回のこの増員のうちで、例えば郵便物の増加に伴う増員といたしまして九百七十名ありまして、このうち五百七十名、簡易保険の駐在診療所の設置に伴う増員といたしまして百名、それから電氣通信施設の拡張及び断続勤務制の廃止に伴う増員二千三百七十二名のうち二千二百六十名、合せまして千九百三十名でございますが、これが実際増員する部所と減員される部所が食い違つておること、或いは職種が違つておること、電話交換手とその他の者とに増員が、例えば今回は電話交換手に非常に多いのであります。が、減員は一般の事務要員が大体減員されることになるのでございますが、これは職種が違つておる。電話交換要員というのは女子でありますから、ほかの減員になったものをここに持つて来るわけにはいかん。要するに増員と減員とを相殺できない部面が千九百三十人ほどあるのでございます。従ひまして、二千七百五十六名と一応表面に出ております余剰人員にこの千九百三十名を加えまして、このうちから先

般の特別待遇制度によつて待遇となりまして四百八十七名を差引きました四千九百九十九名、この程度の者が今回の整理において實際整理をしなければならぬ人数というふうに見込んである次第でございます。

なおちよつとこの表には書いてありませんが、先の数字は二月一日現在の現在定員で調べたものでございます。その後の調査によりまして、約三、四百名程度の欠員が更にふえております。従ひまして、只今申し上げました四千九百九十九名という者のうちから、又實際の整理人員は四百名ほど減るといふ勘定になる次第でございます。それから只今申し上げました、先般行いました四百八十七名の特別待遇というものにつきましまして、最後の表にはその調書を作つて差上げておる次第でございます。全体において四百八十七名の特別待遇者を見た次第でございます。各機関別或いは職種別の内訳はここに書いてあります通りでございます。又年令別或いは勤続年数別の調書はその二枚目の表にある次第でございます。この表で御覧になつてもおわかりになります通り、四百八十七名の特別待遇につきましまして、郵政省としまして大体管理層に重きをおきまして、一つには今回の行政整理を円滑に推進することは勿論であります、一つには従来やや停滞しておつたかに見受られますところの人事の刷新をこの際図つて行こうという点からいたしまして、管理者層に相当多くこれを見まして、一般職員につきましまして、四百八十七名のうち百名程度にとどまつておる次第でございます。あとはすべて局長、課長或いは部長というふうな役付けの管理者層

であるということをお申添えておきたいと存じます。

甚だ簡単であります、以上を以て御説明といたします。

○八木幸吉君 過去一年の月別欠員の表、それから待遇希望者、特別待遇です、承認者数でなくて希望者数、その二つをお願いいたします。

○委員長(小酒井義男君) ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(小酒井義男君) 速記を始め

○矢嶋三義君 資料をお願いいたしますが、先ほど電波行政関係の説明がございましたが、総括的な説明のみでありまして、もう少し具体的に局部について内容を詳しく説明した資料を出して頂きたい。

○委員長(小酒井義男君) それでは建設省関係の説明を文書課長水野君からお願いいたします。

○説明員(水野孝君) 建設省関係の今回の行政整理につきまして御説明申し上げます。

建設省の現定員は、今お配りいたしました表にございますように、本省の内部部局が千三百三十八名、その他附屬機関、地方建設局、合計いたしまして一万七千八百八十名と相成つております。それを今度の行政整理によりまして、七百四十九名を減員するというに相成つておるのでございます。七百四十九名の内訳といたしましては、本省の内部部局が四百二十二名の減、地理調査所四十七名、土木研究所八名、建築研究所三名、附屬機関が合計五十八名で、地方建設局が五百四十九名、合計七百四十九名という整理数になるわけ

でございます。この整理の整理数の決定に當りましては、できるだけ第一線の機関の業務遂行に支障を与えないように考慮を払つたつもりでございます。本省なり各第一線機関の事情をよく勘案いたしまして、その内容、実績に應じましてこの整理数をきめて行つた次第でございます。従ひまして、本省関係におきましては、定員に對します一割二、三分の整理数になるかと思ひますが、地方建設局におきましては、八千七百五十五名に對しまして五百四十九名の減でございますので、約六割何がしの整理数になるわけでございます。この七百四十九名の整理につきましては二カ年でこれが整理をする。即ち二十九年、三十年で整理をする。こういうことにいたしておるわけでございます。大体初年度二十九年度におきましては約半数を整理し、三十年度で約半数を整理する、こういう実情に相成つております。

それから一方増員関係といたしまして、河川局におきましては六名の増といふことに二十九年年度予算において認められておる次第でございます。この六名の増は災害復旧の査定及び治山治水関係の事務の遂行を図りますために六名の増員が認められておるのでございます。それから本省の営繕局におきまして、駐留軍工事の増加に伴ひましてこれが業務を円滑に遂行する、このために本省の営繕局で二十名の増、地方建設局におきまして二十名の増、合計いたしまして本省、地方建設局を通じて、百三十六名の増員が認められておる次第でございます。従ひまして、この七百四十九名整理はいたしますが、百三十六名増員が認められて

おりますので差引六百十三名というものを減員する、こういうような状況でございます。それからなお別途資料もお配りいたしておと思いますが、今回の待命制度の活用によりまして、約三百二十名程度の者が三月二十日まで待命の希望が出ておりまして、三百二十名ほど待命で、二十八年度中に自然に整理ができるという状況でございます。整理を要する人員が若干残るわけでございますが、これが人員につきましては、この欠員なり二十九年度における待命制度の運用によりまして円滑に整理ができる、こういう見通しを持っていく次第でございます。

それから、二十九年度一月一日現在の欠員はこの表にございますように百五十五名が欠員と相成っております。こういうような状況でございます。建設省は、御案内の通り災害復旧工事なり、国土建設、保全の仕事をしておりまして、何とか整理も円滑に終ることができ、その能率の向上なり事務の改善ということによりまして支障なく整理ができる、こういう見通しでございます。

○八木幸吉君 今の現在欠員一月末のようになつたのですが、その後の欠員の状況を何かの機会にお知らせ願いたいと思ひます。今拝見した表のうち地方建設局、上のほうの表は減員になつておりますが、下の説明は増員になつておりますが、どこが違つておるのでしようか。

○説明員(水野孝君) 第二の問題につきまして私から答弁いたします。この地方建設局で四百三十九名減員というのが三番目の欄に載つておりますが、五

番目の整理を要する人員が五百四十九名と相成つておりまして、これはちよつと不備でございますが、三角印を付けるべき整理を要する人員が五百四十九名、それから五百四十九名と三番目の欄にありますが四百三十九名との差百十名、これが新規増員を認められていくということになりますので、定員法の関係といたしましては、この三番目の欄の四百三十九名減と、即ちその下の欄の合計の六百十三名減、こういう数字になる、こういう状況でございます。

○説明員(鬼丸勝之君) 最近の欠員状況は三月一日現在が正確な数字として判明いたしておりますが、これによりまして、本省、附属機関、地建、全部合せまして百四十二名ということに相成つております。その後四月一日現在において、これはかねての予定しておりました新規卒業生の新規採用をしておりますので、四月一日現在におきましてはこの新規採用八十四名ございまして、欠員状況が六十名程度に相成つていくわけでございます。

○八木幸吉君 今の百四十二名は一月末から後にふえた数ですか、わかりました。

○委員長(小酒井義男君) それでは説明を受けました労働省、郵政省、建設省の定員改正に関する質疑は後日これを行うことといたします。速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(小酒井義男君) 速記を始め下さい。

次に農林委員会と連合委員会を開く件を議題といたしますが、かねてお諮りしてありましたように、当委員会に

対して農林委員会より定員法の審議の件について連合委員会の申入を受けておりますが、審議の便宜上次回に農林省関係の説明を受ける際に、連合委員会を開いて説明を受けることにいたしたいと思ひます。これの取計らひについては委員長に御一任願うことに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(小酒井義男君) それではさう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時十九分散会

四月十日日本委員会に左の事件を付託された。

- 一、恩給不均衡是正に関する請願(第二二二五号)(第二二三八号)
- 一、戦犯者の恩給に関する請願(第二二二六号)(第二二二九号)
- 一、恩給法中一部改正に関する請願(第二二二九号)(第二二二九号)
- 一、農林統計調査機構強化に関する請願(第二二二七号)(第二二八五号)
- 一、戦没者遺族の扶助料支給促進に関する請願(第二二二八号)
- 一、人権擁護局の格下げ反対に関する請願(第二二二三号)
- 一、港灣行政機構簡素化等に関する陳情(第五九五号)

二十九日受理

恩給不均衡是正に関する請願

請願者 熊本市大江町本二八一中根正常外四百九十九名

紹介議員 深水 六郎君

第十六国会において恩給法の一部が改正されて旧軍人、軍属の恩給が復活したが、その内容においては、かつて恩給法上等しく公務員であつた旧軍人、軍属と一般公務員との間にいちじるしく均衡を失っている点があり、現在これに直接関連して旧軍人中下級者の公務扶助料の額が戦傷病者戦没者遺族等援護法の遺族年金よりも少額となつて

いるから、恩給法上このような不合理な点をすみやかに是正せられたいとの請願。

第二二三八号 昭和二十九年三月二十九日受理

恩給不均衡是正に関する請願

請願者 熊本市大江町本二八一中根正常外四百八十九名

紹介議員 深水 六郎君

恩給法上等しく公務員であつた旧軍人、軍属と一般公務員との間にいちじるしく均衡を失っている点があるから、これら諸点の中でも特に緊要である旧軍人恩給の給与水準引上げをすみやかに実施せられたいとの請願。

第二二二八号 昭和二十九年四月五日受理

恩給不均衡是正に関する請願

請願者 熊本市阿蘇郡白水地村大字一関八五七 白石 一男外五百二十七名

紹介議員 谷口弥三郎君

この請願の趣旨は、第二二三八号と同じである。

第二二二九号 昭和二十九年四月五日受理

恩給不均衡是正に関する請願

請願者 熊本市玉名郡八嘉村寺田 平川三嗣外五百二十一

紹介議員 谷口弥三郎君

この請願の趣旨は、第二二二五号と同じである。

第二二二六号 昭和二十九年三月二十九日受理

戦犯者の恩給に関する請願

請願者 熊本市大江町本二八一中根正常外四百六十一

紹介議員 深水 六郎君

連合国の軍事裁判により拘禁された者が拘禁中に死亡した場合、援護法においてはこれを公務死に準じて扱っているから、恩給法においてもその趣旨を拡充して、被疑者として抑留または逮捕中に死亡した者に及ぼし、それらの遺族に公務扶助料を給することに改め、また現に国内に拘禁中の者は「復員」という事務的な手続の問題等によりだわることなく、これを未帰還公務員に準じて取り扱われたいとの請願。

第二二二二号 昭和二十九年四月五日受理

戦犯者の恩給に関する請願

請願者 熊本市玉名郡小天村下 有所 坂門逸雄外五百四十六名

紹介議員 谷口弥三郎君
この請願の趣旨は、第二一三六号と同じである。

第二一三九号 昭和二十九年三月二十九日受理
恩給法中一部改正に関する請願

請願者 熊本市大江町本二八一
中根正常外四百九十
三名

紹介議員 深木 六郎君

旧軍人関係の恩給が復活されたが、一般公務員との間にいじりしく均衡を失っている点が少なくないから(一)旧軍人、軍属の実在職年は一般公務員と同様に取扱ひその合算、通算に關して規定されてある差別的条項を廃止すること、(二)加算廃止によつて失権となるべき未裁定者にも既裁定者同様に加算を認め、これによつて恩給を受ける權利を裁定されたものにはその實在職年に基く恩給を給すること等關係事項をすみやかに改正せられたいとの請願。

第二二三〇号 昭和二十九年四月五日受理
恩給法中一部改正に関する請願

請願者 熊本県鹿本郡菱形村大字那知二八四 松永秀喜外四百七十八名

紹介議員 谷口弥三郎君

この請願の趣旨は、第二一三九号と同じである。

第二一七二号 昭和二十九年三月三十一日受理
農林統計調査機構強化に関する請願

請願者 千葉県市原郡五井町五井 相川久雄外四千四百

四十九名
紹介議員 加瀬 完君
農林統計機構を、真に公正なる農林行政の基礎資料作成の根幹となすよう、これが拡充強化を図られたいとの請願。

第二一八五号 昭和二十九年四月一日受理
農林統計調査機構強化に関する請願

請願者 北海道苫前郡羽幌町北大通 端崎順治外三千七百十六名

紹介議員 松浦 定義君

この請願の趣旨は、第二一七二号と同じである。

第二一八六号 昭和二十九年四月一日受理
農林統計調査機構強化に関する請願

請願者 神奈川県愛甲郡根谷村内田昭外二千二百九十一名

紹介議員 河野 謙三君

この請願の趣旨は、第二一七二号と同じである。

第二一九一号 昭和二十九年四月一日受理
農林統計調査機構強化に関する請願

請願者 熊本県人吉市下林町二、九六三 愛甲トミカ外七千五百十八名

紹介議員 山下 義信君 上條 愛一君 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第二一七二号と同じである。

第二二〇四号 昭和二十九年四月二日受理
農林統計調査機構強化に関する請願

請願者 熊本県下益城郡河江村藏原典昭外五千三百九十三名

紹介議員 楠見 義男君

この請願の趣旨は、第二一七二号と同じである。

第二二一二号 昭和二十九年四月三日受理
農林統計調査機構強化に関する請願

請願者 熊本県蓮台寺町 米村 智章外五千四百三十名

紹介議員 山下 義信君 上條 愛一君 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第二一七二号と同じである。

第二一九二号 昭和二十九年四月一日受理
恩給改訂に関する請願

請願者 新潟県北魚沼郡堀之内町大字堀之内三二三 大平朝吉

紹介議員 西川 弥平治君

退職公務員の恩給額を現職公務員の給与改訂と同時に増額改訂せられたいとの請願。

第二二〇三号 昭和二十九年四月二日受理
恩給改訂に関する請願

請願者 千葉県葛飾郡柏町豊四季八ノ一 根本浦之助外九百五十六名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第二一九二号と同じである。

第二二〇五号 昭和二十九年四月二日受理
恩給改訂に関する請願

請願者 千葉市長洲町一ノ一〇 七 千脇六郎外二千三百七十一名

紹介議員 川口 爲之助君

この請願の趣旨は、第二一九二号と同じである。

第二一九八号 昭和二十九年四月一日受理
戦没者遺族の扶助料支給促進に関する請願(二通)

請願者 京都市中京区河原町御池角市役所内 石田芳之助外十五名

紹介議員 井上 清一君

恩給法の改正によつて戦没者遺族に対する国家補償も漸くそのちよつとしたが、扶助料請求に対する裁定がはなはだしく停滞しているため、扶助料が支給されるまでには二、三年を要するとさえ伝えられ、戦没者遺族の物心両面に与える打撃はまことに大きいから、事務簡素化その他の措置により戦没者遺族の扶助料を一日も早く支給するよう配慮せられたいとの請願。

第二二一三号 昭和二十九年四月三日受理
人権擁護局の格下げ反対に関する請願

請願者 広島県尾道市久保町山崎千之外十七名

紹介議員 赤松 常子君

法務省人権擁護局は、人権尊重の理念を国民に啓もうし、不当な権力行使に

対する自しゆく作用を与えており、むしろ充實強化を必要とするとき、同局の格下げは民主日本の成長にとひきをきたすおそれがあるから、同局の格下げに反対であるとの請願。

第五九五号 昭和二十九年四月三日受理
港灣行政機構簡素化等に関する陳情

陳情者 東京都千代田丸ノ内一ノ二 石川一郎外六名

国際貿易競争激化の中において、わが国の輸出貿易の伸張を図ることは、容易なことではなく、また、その対策は、一日もゆるがせにできない事態に直面している。しかるに現在の港灣行政は、戦時、戦後占領下における非常事態下の機構が、そのまま中心となつて設置されているため、運営に円滑を欠き、貿易振興に重大な悪影響を及ぼしている状態であるから、(一)港灣行政機構簡素化、(二)指定保税地域の円滑なる運営、(三)為替及び貿易管理事務の簡素化、(四)その他これ等に関連する事項等を、すみやかに改善、刷新する措置を講ぜられたいとの陳情。

昭和二十九年四月二十八日印刷

昭和二十九年四月三十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局